一　保安林の所在場所　宮崎県東臼杵郡美郷町南郷上渡川字備中谷二〇一八
二　指定の目的　水源の涵養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県庁及び美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千百八十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
令和七年八月五日
農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　宮崎県東臼杵郡美郷町南郷上渡川字備中谷二〇二一の一二、二〇二一の三二、二〇二三の二、二〇二四の四
二　指定の目的　水源の涵養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間
及び樹種　次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県庁及び美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千百八十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
令和七年八月五日
農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　宮崎県東臼杵郡美郷町南郷上渡川字下古園二三八六、二三九二、二三九三、二三九四の一、二三九七、二三九九から二四〇四まで、二四〇五の三、二四〇五の四
二　指定の目的　水源の涵養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間
及び樹種　次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県庁及び美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千百八十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
令和七年八月五日
農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　宮崎県東臼杵郡美郷町南郷上渡川字モチノキ一一六四の一〇
二　指定の目的　水源の涵養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間
及び樹種　次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県庁及び美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○国土交通省告示第七百八十四号

船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第八条の規定に基づき、令和七年七月十五日付けをもって次のように型式の変更を承認したので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。
令和七年八月五日
国土交通大臣　中野　洋昌

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	型式変更の内容
第5083号	電子海図情報表示装置	ＦＭＤ－3200	古野電気株式会社	表示器の追加

○国土交通省告示第七百八十五号

船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第八条の規定に基づき、令和七年七月十五日付けをもって次のように型式の変更を承認したので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。
令和七年八月五日
国土交通大臣　中野　洋昌

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	型式変更の内容
第5573号	航海用レーダー	ＦＡＲ－2218－12ＣＦ	古野電気株式会社	表示器の追加
第5574号	〃	ＦＡＲ－2218－20ＣＦ	〃	〃
第5575号	〃	ＦＡＲ－2218－24ＣＦ	〃	〃
第5576号	〃	ＦＡＲ－2228－20ＣＦ	〃	〃
第5577号	〃	ＦＡＲ－2228－24ＣＦ	〃	〃
第5710号	〃	ＦＡＲ－2228－Ｎ ＸＴ－12ＣＦ	〃	〃
第5711号	〃	ＦＡＲ－2228－Ｎ ＸＴ－20ＣＦ	〃	〃
第5712号	〃	ＦＡＲ－2228－Ｎ ＸＴ－24ＣＦ	〃	〃
第5578号	〃	ＦＡＲ－2238Ｓ－36ＣＦ	〃	〃
第5579号	〃	ＦＡＲ－2238Ｓ－ＮＸＴ－36ＣＦ	〃	〃
第5671号	〃	ＦＡＲ－2258－24ＡＦ	〃	〃
第5328号	〃	ＦＡＲ－3220－20ＣＦ	〃	〃
第5715号	〃	ＦＡＲ－3220－Ｎ ＸＴ－20ＣＦ	〃	〃
第5716号	〃	ＦＡＲ－3220－Ｎ ＸＴ－24ＣＦ	〃	〃

○国土交通省告示第七百八十六号

船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第八条の規定に基づき、令和七年七月十六日付けをもって次のように型式の変更を承認したので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。
令和七年八月五日
国土交通大臣　中野　洋昌

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	型式変更の内容
第5751号	船外機（小型船舶用）（操舵機能が内蔵されているもの）	６ＭＬ	ヤマハ発動機株式会社	①質量の変更②燃料フィルター及び燃料経路の変更③トップカウリング及びエプロンへ吸音材の追加④シュラウドカバー形状変更
第5752号	〃	６ＭＭ	〃	〃

○国土交通省告示第七百八十七号

船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第八条の規定に基づき、令和七年七月十六日付けをもって次のように型式の変更を承認したので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。
令和七年八月五日
国土交通大臣　中野　洋昌

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	型式変更の内容
第5697号	持運び式双方向無線電話装置	ＴＲＳ－800	東京計器株式会社	型式承認試験基準の改正に伴う対応